

令和5年12月27日付課法2-37『消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて』等の一部改正について」（法令解釈通達）による主な改正点は、次のとおりです。

簡易課税適用者が税抜経理方式を採用する場合における経理処理方法の見直し等

消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合において、適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行ったときは、原則としてその課税仕入れについては仮払消費税等の額はなく、仮に仮払消費税等の額として経理をした金額があっても、その経理をした金額を取引の対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うこととされています。

この点について、令和6年度税制改正の大綱（令和5年12月22日閣議決定）において、簡易課税制度又は適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（以下「2割特例制度」といいます。）を適用する事業者が、令和5年10月1日以後に国内において行う課税仕入れについて、税抜経理方式を適用した場合の仮払消費税等として計上する金額につき、継続適用を条件として当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、108分の8）を乗じた金額とすることが認められることを明確化するほか、消費税に係る経理処理方法について所要の見直しを行うこととされました。

第1 個別通達《消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて》関係

○ 簡易課税制度等が適用される課税期間を含む事業年度の仮払消費税等の額の特例（1の2、経過的取扱い(2) 新設）

法人が、簡易課税制度が適用される課税期間を含む事業年度において、税抜経理方式を適用している場合で、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率が適用されるものである場合には、108分の8）を乗じて算出した金額を当該課税仕入れに係る取引の対価の額と区分して経理をしているときは、継続適用を条件として、当該金額を仮払消費税等の額とすることができることを明らかにしています。また、本取扱いの適用を受ける場合には、法人税に係る法令の規定及び通達の定め適用についても同様となることを留意的に明らかにしています。

2割特例制度の適用を受ける課税期間を含む事業年度において、税抜経理方式を適用している場合についても同様の取扱いの適用を受けることができることを明らかにしています。

○ 交際費等に係る消費税等の額（12 改正）

法人が交際費等の支出に係る取引につき税抜経理方式を適用することとなる場合には、当該交際費等に係る課税仕入れ等の消費税等の額のうち、控除対象消費税額等は交際費等の額に含めないものとし、控除対象外消費税額等に相当する金額は交際費等の額に含まれることとなる旨を明らかにしていました。改正後の1の2の取扱いの適用を受ける場合には、その取扱いにより仮払消費税等の額とされた金額を基礎として、本取扱いにおける交際費等の額に含めないものとされる控除対象消費税額等及び交際費等の額に含まれることとなる控除対象外消費税額等に相当する金額を計算することを明らかにしています。改正前の本取扱いと実質的な内容の変更はありません。

○ 控除される消費税額がない課税仕入れに係る消費税等の処理（14の2 改正）

消費税等の経理処理について税抜経理方式を適用している場合には、適格請求書発行事業者以外の者から課税仕入れを行った場合には、原則としてその課税仕入れについて仮払消費税等の額はなく、仮に仮払消費税等の額として経理をした金額があっても、その経理をした金額を取引の対価の額に算入して法人税の課税所得金額の計算を行うことを明らかにしていました。改正後の1の2の取扱いの適用を受ける場合には、本取扱いの適用はないことを明らかにしています。

第2 個別通達《「消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて」の一部改正について》関係

○ 経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理（経過的取扱い(2) 改正）

法人が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れのうち、適格請求書の記載事項を基礎として計算した金額等、課税仕入れに係る消費税額があるもの以外のものに係る取引につき税抜経理方式を適用する場合には、当該課税仕入れの次の区分に応じ、それぞれ次の金額を当該取引に係る仮払消費税等の額とすることを明らかにしています。また、本取扱いの適用を受ける場合には、法人税に係る法令の規定及び通達の定め適用についても同様となることを留意的に明らかにしています。改正前の本取扱いと実質的な内容の変更はありませんが、改正後の1の

2の取扱いの適用を受ける場合は、本取扱いの適用はないことを明らかにしています。

- イ 令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間に行った課税仕入れ（ハの課税仕入れを除きます。） 当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率が適用されるものである場合には、108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の80を乗じて算出した金額を当該課税仕入れ等の税額とした場合における当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額
- ロ 令和8年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れ（ハの課税仕入れを除きます。） 当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の7.8（軽減税率が適用されるものである場合には、108分の6.24）を乗じて算出した金額に100分の50を乗じて算出した金額を当該課税仕入れ等の税額とした場合における当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額
- ハ 令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れ（当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満であるものに限りします。） 当該課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10（軽減税率が適用されるものである場合には、108分の8）を乗じて算出した金額

○ 経過措置の適用期間において課税仕入れを行った場合の経理処理の特例（経過的取扱い③） 新設）

法人が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行った課税仕入れのうち、適格請求書の記載事項を基礎として計算した金額等、課税仕入れに係る消費税額があるもの以外のものに係る取引につき税抜経理方式を適用する場合において、改正後の経過的取扱い②の①及び②の課税仕入れに係る取引につき、法人が当該取引の対価の額と区分して経理をした金額がないときは、改正後の経過的取扱い②にかかわらず、当該取引に係る仮払消費税等の額はないものとするができることを明らかにしています。また、本取扱いの適用を受ける場合には、法人税に係る法令の規定及び通達の定め適用についても同様となることを留意的に明らかにしています。